

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
に当るときは、
その翌日)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

(定価一冊一月三百円(送料を含む。))

目次

- ◇ 告 示 家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
- 国民健康保険法の登録があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 結核予防法による指定医療機関の辞退
- 結核予防法による医療機関の指定
- 結核予防法による指定医療機関の辞退
- 解除予定の保安林にする旨の通知
- 保安林の指定の解除
- 農地法による土地配分計画の作成
- 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律による公聴会の開催
- 土地改良区の合併の認可
- 土地改良事業の認可
- 土地改良事業計画の設定
- 土地改良事業計画の認可
- 土地改良事業の認可

告 示

鳥取県告示第七百二二号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によって、結核病検査、ブルセラ病検査、ひな白痢検査、ニューカッスル病予防注射、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査、注射又は投薬を受けることを命ずる。

昭和四十一年十二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、ひな白痢、ニューカッスル病及び肝てつ症予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - 一 結核病検査及びブルセラ病検査
 - 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

十二月二十三日	十二月二十六日	赤碓町	鳥取県畜産試験場
〃 十三日	〃 十六日	若桜町 八東町	若桜、八東
〃 十一日	〃 十四日	船岡町	家畜市場
〃 十日	〃 十三日	郡家町	郡家
〃 九日	〃 十二日	佐治村	佐治
〃 七日	〃 十日	智頭町	家畜市場
〃 六日	〃 九日	用瀬町	用瀬
一月 四日	一月 七日	〃	国英
〃 二十四日	〃 二十七日	〃	河原
十二月二十三日	十二月二十六日	河原町	散岐
〃 十八日	〃 二十一日	鹿野町	勝谷
〃 十七日	〃 二十日	気高町	宝木
〃 十六日	〃 十九日	〃	宮ノ下
〃 十四日	〃 十七日	〃	谷

〃 二十四日	〃 二十七日	日野町	濁谷、高尾、舟場、安原
〃 二十三日	〃	〃	〃
〃 二十四日	〃	〃	〃
〃 二十六日	〃	〃	〃
〃 二十七日	〃	〃	〃
十二月二十三日	大山町	各種鶏場巡回	〃
〃 二十四日	淀江町	〃	〃
〃 二十六日	境港市	〃	〃
〃 二十七日	米子市	〃	〃
〃 二十七日	〃	〃	〃
〃 二十七日	境港市	〃	〃
〃 二十八日	〃	〃	〃

別表 結核病検査及びブルセラ病検査

- 結核病検査 ツベルクリン皮内反応
- ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
- ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応
- ニューカッスル病予防注射 ニューカッスル病予防液筋肉内注射
- 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査
- 肝てつ駆除のための投薬 ビチオノール製剤投与

四 実施の期月 別表のとおり
五 検査、注射及び投薬の方法

- ひな白痢検査及びニューカッスル病予防注射 種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏 肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬 牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

〃 六日	〃 九日	彦名、崎津
〃 二十四日	〃 二十七日	巖、尚徳、五千石、旧市内の各検診場
〃 四日	〃 七日	大篠津、春日
〃 六日	〃 九日	鹿野町
〃 七日	〃 十日	岩美町
〃 九日	〃 十二日	〃
〃 十日	〃 十三日	鳥取市
〃 十一日	〃 十四日	気高町
〃 十三日	〃 十六日	国府町
〃 十四日	〃 十七日	〃
〃 二十四日	〃 二十七日	〃
十二月二十三日	十二月二十六日	鳥取市
〃 十一日	〃 十四日	〃
〃 十日	〃 十三日	中山町
〃 九日	〃 十二日	岸本町
〃 七日	〃 十日	境港市

〃 六日	〃 九日	鹿野町	鹿野
〃 七日	〃 十日	岩美町	小田
〃 九日	〃 十二日	〃	本庄
〃 十日	〃 十三日	鳥取市	米里
〃 十一日	〃 十四日	気高町	逢坂
〃 十三日	〃 十六日	国府町	大成
〃 二十四日	〃 二十七日	〃	美穂
十二月二十三日	十二月二十六日	鳥取市	千代水検診場
〃 十一日	〃 十四日	〃	庄田、高橋
〃 十日	〃 十三日	中山町	中尾、松河原、殿河内
〃 九日	〃 十二日	岸本町	羽田井、東積、樋口、下甲
〃 七日	〃 十日	境港市	入郷
〃	〃	〃	渡、外江

診療所の名称 所在地 申出の受理の年月日
 越智内科医院 米子市加茂町一ノ九 昭和四十一年十二月十日
 南家 医院 境港市渡町一六二 八日
鳥取県告示第七百五号
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。
 昭和四十一年十二月二十日
 鳥取県知事 石 破 二 朗
 辞退年月日 指定医療機関の名称 所在地
 昭和四十一年十二月一日 阿 曾 医院 気高郡気高町大字宝木七五九の三
鳥取県告示第七百六号
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。
 昭和四十一年十二月二十日
 鳥取県知事 石 破 二 朗
 指定年月日 名 称 所在地 開設者
 昭和四十一年十一月二十四日 森 医院 岩美郡国府町大字 森 納
鳥取県告示第七百七号
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則

実施期日	実施区域	実施場所
二十三日	若桜町	若桜町
二十四日	船岡町	船岡町
二十六日	郡家町	郡家町
二十七日	用瀬町	用瀬町
二十八日	河原町	河原町
十二月二十三日	日南町	下阿曽、上阿曽、大原、大菅、戸波、中秋、滑、多里、新屋、新山、洲河崎、武庫、池の内

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。
 昭和四十一年十二月二十日
 鳥取県知事 石 破 二 朗
 辞退年月日 指定医療機関の名称 所在地
 昭和四十一年十一月十三日 森 医院 岩美郡国府町大字 谷一三の二
鳥取県告示第七百八号
 次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。
 昭和四十一年十二月二十日
 鳥取県知事 石 破 二 朗
 解除予定に係る保安林の所在場所
 日野郡日野町板井原字大井呑西畑八三〇の一
 (次の図に示す部分に限る。)
 一 保安林として指定された目的
 水源のかん養
 二 解除の理由
 道路及びその附帯土捨場敷地とするため
 (「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)
鳥取県告示第七百九号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 昭和四十一年十二月二十日

鳥取県告示第七百三号
 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険法及び国民健康保険法第九十九条の規定により、次のとおり告示する。
 昭和四十一年十二月二十日
 鳥取県知事 石 破 二 朗
 登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日
 鳥国医 一三三四 榎本 良介 昭和四十一年十一月三十日
鳥取県告示第七百四号
 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険法及び国民健康保険法第九十九条の規定により告示する。
 昭和四十一年十二月二十日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

一月五日	溝口町	福岡、畑池
六日	江府町	美用、御机、小原
七日	溝口町	福居、焼杉、間地
九日	日野町	板井原、金持、舟場
十日		門谷、濁谷、高尾

- 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡羽合町大字長瀬字村後一〇九一の一、字二ノ浜一八六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
飛砂の防備
 - 解除の理由
道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七十号
農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同法同条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年十二月二十日
鳥取県知事 石 破 二 朗

区分	地区名	所在地	入植		増反		摘 要
			予定 渡り口数	予定 面積	予定 渡り口数	予定 面積	
土地	大山外二 （泉ヶ原）	西伯 伯仙	〇	平方メートル	三〇	〇	増反者へ配分三〇口農地二、〇八一平方メートル
〃	佐 治	八頭 佐治			九		増反者へ配分 一口 採草地二、四五二平方メートル 一口 農地三、九六三平方メートル
〃	津井村	鳥取 余戸			一		一口 農地 一、九八三平方メートル
〃	逢坂外四 （上中山）	西伯 中山	一〇	二〇八、〇〇二			入植者へ配分 九口 農地一〇三、二六〇平方メートル 入植者の組織する団体へ配分 一口 採草地 一〇四、七四二平方メートル
合計			一〇	二〇八、〇〇二	一三		

鳥取県告示第七百一十号
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第一条ノ四第五項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第四十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年十二月二十日
鳥取県知事 石 破 二 朗

- 日時 昭和四十二年一月十二日午後一時
- 場所 日野郡日野町根雨日野地方農林振興局会議室
- 案件

オスイタチの捕獲禁止区域（西伯郡岸本町、日野郡日南町、日野郡日野町の一円の区域、面積五一、三三一ヘクタール、存続期間二箇年間）の設定について

四 公聴会開催に関する問合せ先
鳥取県農林部造林課

鳥取県告示第七百一十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第二項の規定に基づき、昭和四十一年十一月九日付けで久米ヶ原土地改良区理事長兼中政雄から申請のあった久米ヶ原土地改良区及び国庁土地改良区の合併については、昭和四十一年十二月七日認可したので同法同条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年十二月二十日

- 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 合併により定款を変更し存続する土地改良区 久米ヶ原土地改良区
 - 合併により解散する土地改良区 国庁土地改良区

鳥取県告示第七百一十三号

北条川土地改良区から申請のあった新たに行なおうとする土地改良（暗渠排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十一年十二月十三日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十一年十二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百一十四号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十一年八月三十日付けで日野郡溝口町大字大坂六六〇番地米田一男ほか十八人の者から申請のあった県管で行なう土地改良事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
昭和四十一年十二月二十日から二十日間
- 縦覧に供する場所
溝口町役場
- 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、知事に申し立てること。

鳥取県告示第七百一十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十一年八月十二日付けで東伯郡東伯町大字中尾一六六番地前田正二ほか十七人の者から申請のあった県管で行なう土地改良事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十一年十二月二十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
東伯町役場
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七百十六号

昭和四十一年十月二十五日付けで鳥取市吉成五一〇番地美保農業協同組合組合長理事福島政雄から申請のあった土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めためたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び規約の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十一年十二月二十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百十七号

昭和四十一年十月二十五日付けで鳥取市八坂五七番地倉田農業協同組合組合長理事小島春吉から申請のあった土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めためたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び規約の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十一年十二月二十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百十八号

岩美郡岩美町から申請のあった町営土地改良（農道橋改良）事業は、土

鳥取県知事 石 破 二 朗

地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十一年十二月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十一年十二月二十日

鳥取県告示第七百十九号

東伯郡東伯町から申請のあった町営土地改良（農道橋整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十一年十二月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十一年十二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百二十号
米子市彦名町一、八三三番地内田広はか八十三人の者から申請のあった数人が共同して行なう土地改良（かんがい排水）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十一年十二月十三日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年十二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百二十一号
米子市彦名町一、三五七番地上坂啓治はか八十三人の者から申請のあつ

鳥取県知事 石 破 二 朗

た数人が共同して行なう土地改良（かんがい排水）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十一年十二月十三日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年十二月二十日

鳥取県告示第七百二十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年十二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者の名称
中国電力株式会社
- 二 事業の種類
電気事業法（昭和二十六年法律第二百十九号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置に関する事業（千代川水系の電源開発）
- 三 立ち入りとする土地の区域

八頭郡智頭町大字駒場、福原、中原、西谷、尾見、大内、郷原、毛谷、西野、大呂、芦津、八河谷、上板井原、雑坂、智頭、南方、穂見、埴師、三吉、慶所、大屋、早瀬、横田、木原、三田、新見、中田、惣地、坂原、岩神、市ノ瀬、八頭郡用瀬町大字杉森、板井原、川中、官原、棟原、安蔵、古用ヶ瀬、

〳弓原	〳大字弓原	〳大字弓原、下神、松神、曲、土下、米里、島、北尾、田井
〳羽合町長瀬	〳大字羽合町長瀬	〳大字羽合町のうち大字長瀬、田後、水下、久留、上浅津
〳橋津	〳大字橋津	〳大字橋津、上橋津、赤池、宇野
〳下浅津	〳大字下浅津	〳大字下浅津、南谷、光吉
〳片柴	〳大字片柴	〳大字余戸、片柴、坂本、三徳、俵原、吉田、高橋、西小鹿、東小鹿、西尾、神倉、中津
〳片柴	〳大字三朝	〳大字三朝、西尾、神倉、中津

改め、同表の鳥取県倉吉警察署の項中

〳鷲峰	〳大字鷲峰	〳大字小別所、鷲峰、河内
〳鷲峰	〳大字鷲峰	〳大字小別所、鷲峰、河内
〳気高町山宮	〳大字気高町山宮	〳大字気高町のうち大字高江、会下、郡家、陸達、山宮、上原、飯里、下石、殿
〳気高町山宮	〳大字気高町山宮	〳大字気高町のうち大字高江、会下、郡家、陸達、山宮、上原、飯里、下石、殿

に

を

〳宮方	〳大字宮方	〳大字乙亥正、岡木、中園、宮方、寺内、今市
〳若桜町浅井	〳大字浅井	〳大字大炊、岸野、糸白見、根安、不香田、長砂、浅井、湯原、測見、茗荷谷、春米
〳若桜町浅井	〳大字浅井	〳大字大炊、岸野、糸白見、根安、不香田、長砂、浅井、湯原、測見、茗荷谷、春米
〳中井	〳大字中井	〳大字中井、本鹿、牛戸、神馬、小河内、湯谷、小畑、弓河内、北
〳若桜町測見	〳大字若桜町測見	〳大字若桜町のうち大字湯原、測見、茗荷谷、春米
〳大字中井	〳中井	〳大字中井、本鹿、牛戸、神馬、小河内、湯谷、小畑、弓河内、北

改め、同表の鳥取県浜村警察署の項中

改め、同表の鳥取県那家警察署の項中

〳伏野	〳伏野	〳伏野、御熊、小沢見、白兔、三津、内海中
〳布勢	〳布勢	〳布勢、岩吉、桂見、三山口、足山、里仁、良田、高住、徳尾、徳吉
〳吉岡温泉町	〳吉岡温泉町	〳吉岡温泉町、洞谷、長柄、矢矯、妙徳寺、瀬田、蔵、双六原、金沢、大畑
〳野坂	〳野坂	〳島、宮谷、大柄、野坂、下段、大塚、上原、尾崎、榎原、松上、上段、細見、河内
〳古海	〳古海	〳安長、古海、葛浦、北村、本高、中村、西今在家、有富、篠坂、高路

に

を

に

を

に

改める。

附則

この規則は、昭和四十二年一月一日から施行する。

〃和見町〃	〃夜見町〃	〃和見町、富益町の一部(通称新田、川上、川下、川中)
〃大崎〃	〃大崎	〃大崎
〃和田町〃	〃和田町	〃和田町、富益町の一部(通称下中、西中、南口、北口)

に

を

改め、同表の鳥取県米子警察署の項中

〃富益町〃	〃大崎〃	〃夜見町〃	〃淀江〃	〃警察官派出所	〃能竹〃	〃能竹〃	〃橋津〃	羽合町長瀬
〃富益町	〃大崎	〃夜見町	〃大字淀江	〃大字淀江	〃大字法勝寺	〃大字能竹	〃大字長瀬	羽合町大字長瀬
〃富益町	〃大崎、葭津	〃夜見町	〃大字淀江、今津、中西尾、高井谷、福岡	〃大字淀江、今津、中西尾、高井谷、福岡	〃大字能竹、下中谷、八金、中、東上、大木屋、上中谷	〃大字能竹、下中谷、八金、中、東上、大木屋、上中谷	〃大字橋津、上橋津、赤池、宇野、下浅津、南谷、光吉	津 羽合町のうち大字長瀬、田後、水下、久留、上浅

を

に

を

に

を

に